令和８年度十津川村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、本村が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達における、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの調達の推進を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、本村のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

３　調達の対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に定める以下の事業所等とし、村内の施設を中心に近隣市町村、奈良県内の施設等、物品等の調達が可能な施設等とする。

ア　就労移行支援事業所
イ　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
ウ　生活介護事業所
エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
オ　地域活動支援センター
カ　小規模作業所

４　調達の対象とする物品等

本村において調達の対象とする物品等は、施設等が供給する物品及び役務とする。

５　物品等の調達の目標金額

令和８年度に本村が達成すべき調達の目標金額については以下のとおりとする。

調達目標金額　　１００，０００円

６　調達の推進方法

（１）施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに、庁内各課等に対して福祉事務所が情報提供を行う。

（２）各課等は、施設等からの発注が可能な物品等の優先調達について、十分配慮する。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）調達方針を作成したときは、村ホームページ等により公表する。

（２）調達実績については年度終了後、村ホームページ等により公表する。

８　方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉事務所とする。

９　適用期日

この調達方針は、令和８年９月１日から適用する。